

尾山台ナザレン幼稚園 利用説明書

1. 運営規程

(1) 運営主体

名称 宗教法人日本ナザレン教団
所在地 東京都目黒区青葉台四丁目7番6号
代表者 代表役員 古川 修二

(2) 施設の目的・運営方針

「子ども・子育て支援新制度」の下、世田谷区により確認された「教育・保育施設」として、かつ、学校教育法に基づく幼稚園として運営されます。

(3) 教育・保育の内容

キリスト教に基づきながら、文部科学省が定める幼稚園教育要領に従い保育を行います。保育は、幼児の自発的な活動としての遊びを通して行われます。「遊び」が心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として、健康、人間関係、環境、言語、表現に関する教育を行っていきます。

- 1) 健康、安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣・態度を育て、健全な心身の基礎を培うようにすること。
- 2) 人への愛情や信頼感を育て、自立と協同の態度及び道徳性の芽生えを培うようにすること。
- 3) 自然などの身近な事象への興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うようにすること。
- 4) 日常生活の中で言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や言葉に対する感覚を養うようにすること。
- 5) 多様な体験を通じて豊かな感性を育て、創造性が豊かになるようにすること。
- 6) 一人ひとりの個性を大切にしていくなかで自立の精神を養い、集団の中で共に生きることの喜びや大切さを知るように導きます。また、園児にとって初めての集団生活であり、規律ある生活が求められますので、ご家庭の十分な理解と協力により保育を行っていきます。
- 7) キリスト教に基づく教育の一環として、日曜日には「日曜礼拝」を行います。また、月に1回親子礼拝を行います。

(4) 職員体制（職員の職種、員数）（平成29年4月現在）

園長、副園長、主任
教諭14名
年少組は2人担任
年中組は担任＋フリー2名の2人体制
年長組は2人担任
フリー 2人
（1種免許者8名、2種免許者6名）
事務2人

(5) 利用定員

年長（5歳児）	60名	2クラス
年中（4歳児）	60名	2クラス
年少（3歳児）	60名	2クラス

(6) 開所日・時間（平成28年度実績）

年間開所日数 年間44週、222日
平日は、午前9時から午後2時まで
水曜日は、午前9時から午前11時30分まで（午前保育）
日曜日は、午前9時から午前10時20分まで
（日曜日も保育日数に含まれます）

年少組は、4月及び5月（の一部）は短縮保育（午前保育、または午後2時前の降園）となります。園児の状況により、年度によって違いがあります。

（7）施設の概要

敷地	2538.27 m ² （約770坪、駐車場を含む）
園舎	672.21 m ²
第1園舎	鉄筋コンクリート造 2階建 893.94 m ² （約270坪）
第2園舎	鉄筋コンクリート造 平屋建 182.08 m ² （約55坪）
運動場	816.79 m ²
その他	1049.27 m ²

（8）基本負担額（基本保育料）

保育料は地方自治体（世田谷区、大田区）が条例により定めた金額を徴収します。

金額は月額（世田谷区、第1子の場合）

18,700円、16,300円、10,000円、4,600円、0円となります。

利用者世帯の所得に応じて異なってきます。

第2子の場合、第1子の半額、第3子の場合は無料（0円）となります。

（9）特定負担額、実費徴収

特定負担額（入園時に徴収）

施設設備費 50,000円を徴収します。

施設設備費は、園舎等の施設や設備の充実のために使用します。

特定負担額（毎月徴収）

教育充実費 3,000円を徴収します

教育充実費は、教諭を規定以上に配置するなど、また保育内容を充実するために使用します。

実費徴収の対象は次のものがあります。

- ① 制服、通園カバン、制帽等、及び、教材、学用品、防災用品等
- ② 特別行事、園外活動費（年長の観劇会、お泊り会、卒園遠足等）
- ③ 父母の会費（月650円）、卒園積立金（年度により変更）

2. 苦情処理体制

担任が受けます。その内容により、学年主任、園長（主任）と協議したうえで処理・回答します。

3. 事故発生時の対応

① 体調が急変した場合

担任が状況を確認し、園長の指示のもとに、保護者へ連絡します。緊急を要すると判断した場合は、救急車を呼び、救急病院に連れていきます。

② 怪我をした場合

担任が怪我の状況を確認し、園長の指示のもとに、園児の掛りつけの医院、あるいは園の指定医院に連れていきます。あるいは、救急車を呼び、救急病院に連れていきます。また、すぐに保護者へ連絡を取り、園あるいは医院・病院に来ていただきます。

以上の顛末については、事故報告書に記載し、記録として保管します。

また、地方自治体へ報告書を提出します。

4. 非常災害対策

(1) 地震に備えた対策

震度5以上の地震が発生した場合、地震を確認したらすぐに幼稚園までお迎えに来て下さい。この場合、幼稚園からは連絡いたしません。

(2) 台風等の場合

臨時休園、緊急降園等の場合、緊急連絡メールにて連絡します。

5. 緊急時等の連絡

- ① 「緊急連絡」メールを利用して、一斉に通報するようにしています。
- ② 個別対応が必要な場合には、自宅あるいは携帯電話への連絡を行います。

6. 利用にあたっての留意事項

(1) 通園標準区域

通園標準区域を設定しています。これは、徒歩通園を原則としているためです。また、大規模災害時にお子様の引取りを短時間で行えるようにするためでもあります。

- ① 尾山台1, 2, 3丁目
- ② 玉堤1, 2丁目
- ③ 等々力1, 2, 3, 4, 5, 6丁目
- ④ 野毛1, 2, 3丁目
- ⑤ 中町1, 2丁目
- ⑥ 奥沢8丁目
- ⑦ 大田区田園調布5丁目

(2) 入園選考の基準

入園選考を行う場合の優先基準です。

- ① キリスト教主義保育についての理解
キリスト教主義に基づく保育を行うため、日曜日も保育日となっています。日曜日に通園できることが必要です。
- ② 家族に在園児、卒園児がいる場合
- ③ 通園標準区域外の場合は優先順位が低くなります。

以上